

様式第21号（第68条関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2024年 4月 12日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市安佐北区白木町秋山753-3
氏名	広島アルミニウム工業 株式会社
	白木製造部 次長 舩村 一樹
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-828-1992
広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、2024年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	広島アルミニウム工業 株式会社 白木工場
事業場の所在地	広島市安佐北区白木町秋山753-3
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	輸送用機械器具製造業
②事業の規模	34.5億
③従業員数	176人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	廃棄物→(委託)処理→(委託)再生・処分

条例別紙1
 (条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（2023年度）実績量
 計画：今年度（2024年度）計画量

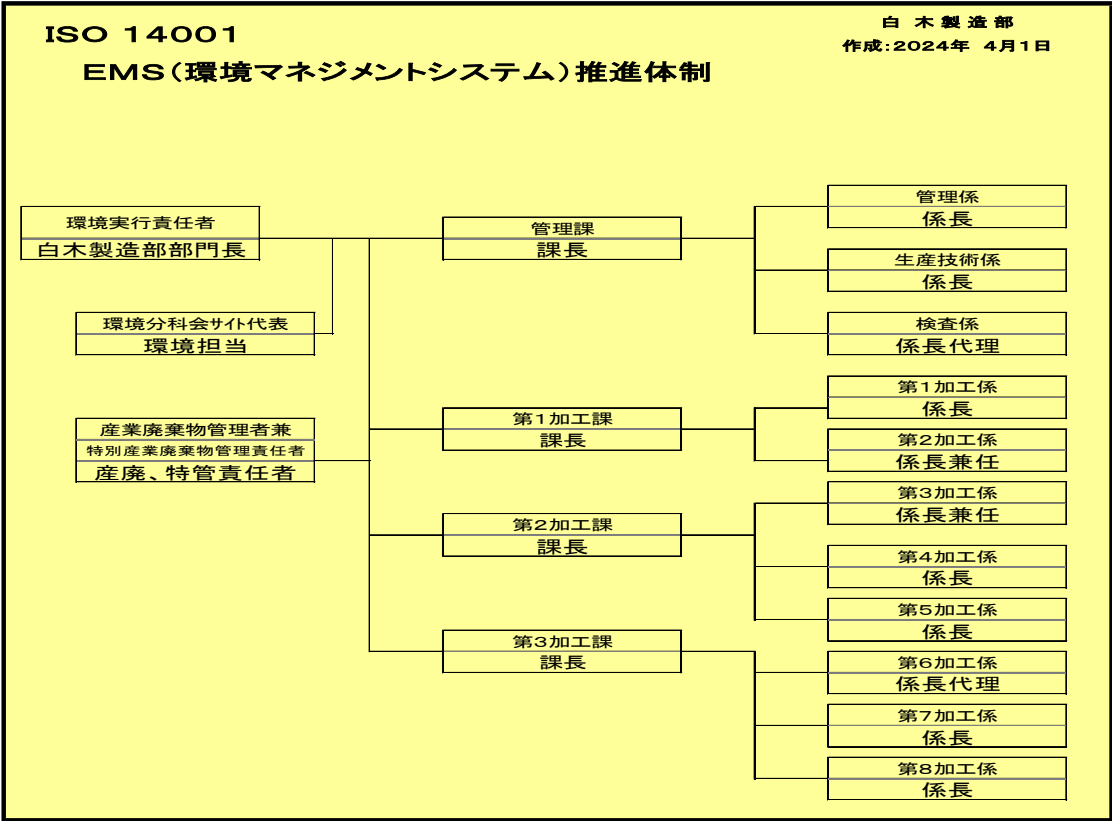
産業廃棄物の種類	単位:トン/年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	14.56	11.79									14.56	11.79	14.56	11.79						
廃油	448.7	403.83					223.07	200.76			225.63	203.07	225.63	203.07						
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	106.19	86.01									106.19	86.01	106.19	86.01						
紙くず																				
木くず	31.9	25.84									31.9	25.84	31.9	25.84						
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.016	0.013									0.016	0.013	0.016	0.013						
鋳さい																				
がれき類	0	0.07									0	0.07	0	0.07						
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
廃電池類	0.096	0.078									0.096	0.078	0.096	0.078						
廃石膏ボード	0.30	0.24									0.30	0.24	0.30	0.24						
合計	601.762	527.871	0	0	0	0	223.070	200.760	0	0	378.692	327.111	378.692	327.111	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・廃液:設備からの飛散、オーバーフロー対策。洗浄水、クーラント再利用と交換周期延長(継続活動)。クーラントタンク清浄度向上。油水分離装置を活用し処理量の削減。 切削油ドラム缶内原液残留量の回収。切削油濃度管理。 ・廃プラ:荷造り用PPバンド再利用。他運搬具、梱包具の再利用。 ・金属くず、木くず:端材などを破碎し委託処分している。 ガラスくず:ガラス備品、薬品のビンをそのまま委託処分している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・廃液:継続して設備からの飛散、オーバーフロー対策。油水分離装置を活用し処理量の削減。自社の廃液処理の実施。 切削油のドラム缶内原液残留量の回収。 ・廃プラ:納入業者に対し梱包材の簡素化の依頼、排出量を抑制改善工事、レイアウト時の廃材、他中古鋼材再利用。 ・木くず:納品業者へパレットの返却と再利用の実施。 ・金属くず:可能な限りリサイクル、リユースとして再利用を行なう。 ・ガラスくず:分別を実施し、リサイクル、リユースとして再利用を行なう。無償引取り 樹脂、木パレット(メーカーに返却等)

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・産業廃棄物として汚泥、廃油、廃プラ、木くず、ガラスくず、等 種類別に分別している。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・産廃置き場の監視 混在、多量投棄、定期清掃。 ・ゴミ分別、回収運用について指導、教育を行なう。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・廃液に関し、クーラントタンク清浄度向上。 水流をすることで沈殿した切粉と、浮遊した切粉をポンプで吸い上げタンク内の清浄度向上。 他、ラインフィルター変更。 油水分離装置導入によりスラッジと水に分けて処理を実施。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・継続してクーラントタンク清浄度向上と油水分離装置の活用による再利用と廃液社内処理。社外処理抑制。

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・再利用業者へ委託している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・処理業者の選別と再生処理できる種類の拡大を検討する。